

近畿北陸整備局 緑資源機構分収造林契約 新規契約箇所一覧(平成19年度)

整理番号	分収造林契約地の所在市町村 (合併前の市町村) ※注1	契約面積 (ha)	選定基準※注2	重点化基準※注3	B/C※注4	備考(重点化基準の具体的内容)
1	石川県珠洲市	5	㊦	②	2.58	(川浦町農業用ため池)
2	石川県珠洲市	14	㊦	②	2.13	(南方地区農業用ため池)
3	石川県輪島市(輪島市)	14	㊦	③	2.38	(町野町広域簡易水道)
4	石川県鳳珠郡能登町(鳳至郡能都町)	5	㊦	③	2.87	(小浦地区水道施設)
5	石川県鳳珠郡能登町(鳳至郡能都町)	10	㊦	②	2.87	(波並地区農業用ため池)
6	石川県鳳珠郡能登町(鳳至郡柳田町)	4	㊦	③	2.91	併括管理(町野町広域簡易水道)
7	石川県鳳珠郡能登町(鳳至郡柳田町)	15	㊦	③	2.44	(町野町広域簡易水道)
8	福井県小浜市	5	㊦	③	2.44	(小浜市中名田地区簡易水道)
9	福井県小浜市	9	㊦	③	2.45	(小浜市相生・中井地区簡易水道)
10	福井県南条郡南越前町(南条郡今庄町)	34	㊦	③	2.04	(南越前町新道配水場)
11	福井県南条郡南越前町(南条郡今庄町)	21	㊦	③	2.41	(南越前町今庄・湯尾地区簡易水道)
12	福井県大野市(大野郡和泉村)	9	㊦	②	3.31	(九頭竜ダム)
13	福井県大飯郡おおい町(遠敷郡名田庄村)	8	㊦	③	2.39	(おおい町名田庄西部地区簡易水道)
14	京都府船井郡京丹波町(船井郡和知町)	10	㊦	①②	1.71	(①由良川流域 ②和知ダム)
15	京都府船井郡京丹波町(船井郡丹波町)	43	㊦	①②	1.54	(①由良川流域 ②和知ダム)
16	京都府綾部市	21	㊦	①	1.66	(由良川流域)
17	京都府福知山市(加佐郡大江町)	38	㊦	①	2.04	(由良川流域)
18	京都府南丹市(船井郡園部町)	6	㊦	①	1.80	(淀川流域)
19	京都府舞鶴市	21	㊦	①	1.80	(由良川流域)
20	兵庫県粟粟市(宍粟郡一宮町)	41	㊦	①	2.63	(揖保川流域)
21	兵庫県篠山市	30	㊦	③	2.59	(篠山市鍋塚池農業用施設)
22	兵庫県養父市(養父郡大屋町)	11	㊦	①③	2.62	(①円山川流域 ③養父市明延簡易水道)
23	兵庫県養父市(養父郡大屋町)	8	㊦	①③	2.63	(①円山川流域 ③養父市大屋町西大簡易水道)
24	兵庫県南あわじ市(三原郡南淡町)	11	㊦	③	2.97	(河内谷地区簡易水道)
25	兵庫県美方郡香美町(美方郡村岡町)	9	㊦	②③	2.30	(②入江ダム ③用野簡易水道)
26	兵庫県美方郡新温泉町(美方郡温泉町)	34	㊦	③	2.29	(新温泉町簡易水道)
27	兵庫県豊岡市	82	㊦	①③	2.45	(①円山川流域 ③豊岡市畑上簡易水道)
28	兵庫県豊岡市(城崎郡日高町)	11	㊦	①③	2.43	(①円山川流域 ③豊岡市中央上水道)
29	兵庫県豊岡市(出石郡但東町)	16	㊦	①③	2.01	(①円山川流域 ③但東中央簡易水道)
30	兵庫県佐用郡佐用町	4	㊦	③	2.25	併括管理(佐用町奥海簡易水道)
31	兵庫県朝来市(朝来郡生野町)	7	㊦	③	2.96	(測簡易水道)
32	奈良県吉野郡黒滝村	6	㊦	①③	2.60	(①紀ノ川流域 ③赤滝地区水道施設)
33	奈良県吉野郡川上村	5	㊦	①③	2.10	(①紀ノ川流域 ③川上村西河地区簡易水道)
34	奈良県吉野郡上北山村	12	㊦	①②	3.39	(①熊野川流域 ②池原ダム)
35	奈良県吉野郡下北山村	4	㊦	①②	3.41	併括管理(①熊野川流域 ②池原ダム)
36	奈良県吉野郡下北山村	3	㊦	①②	3.40	併括管理(①熊野川流域 ②七色ダム)
37	奈良県吉野郡下北山村	7	㊦	①②	3.41	(①熊野川流域 ②池原ダム)
38	奈良県吉野郡天川村	40	㊦	①②	2.64	(①熊野川流域 ②九尾ダム)
39	奈良県吉野郡十津川村	5	㊦	①②	2.66	(①熊野川流域 ②二津野ダム)
40	奈良県吉野郡十津川村	4	㊦	①②	2.64	併括管理(①熊野川流域 ②風屋ダム)
41	奈良県吉野郡十津川村	6	㊦	①②	2.66	(①熊野川流域 ②二津野ダム)
42	奈良県吉野郡十津川村	2	㊦	①②	2.66	併括管理(①熊野川流域 ②二津野ダム)
43	奈良県宇陀市(宇陀郡室生村)	5	㊦	①②	1.74	(①紀ノ川流域 ②高山ダム)
44	和歌山県田辺市(西牟婁郡大塔村)	7	㊦	③	3.61	(上富田町生馬浄水場)
45	和歌山県田辺市(西牟婁郡大塔村)	7	㊦	①③	3.62	(①日置川流域 ③日置川町上水道浄水場)
46	和歌山県田辺市(西牟婁郡大塔村)	82	㊦	①②	3.62	(①日置川流域 ②合川ダム)
47	和歌山県田辺市(西牟婁郡大塔村)	99	㊦	①②	3.62	(①日置川流域 ②合川ダム)
48	和歌山県田辺市(東牟婁郡本宮町)	5	㊦	①③	3.19	(①熊野川流域 ③請川簡易水道)
49	和歌山県田辺市(東牟婁郡本宮町)	14	㊦	①③	3.20	(①熊野川流域 ③請川簡易水道)
50	和歌山県田辺市(西牟婁郡中辺路町)	19	㊦	①②	3.62	(①日置川流域 ②合川ダム)
51	和歌山県田辺市(日高郡龍神村)	16	㊦	①③	3.61	(①日高川流域 ③大熊簡易水道)
52	和歌山県東牟婁郡古座川町	26	㊦	②	3.20	(七川ダム)
53	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町	15	㊦	③	3.20	(熊野川町西飲料水供給施設)
54	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町	9	㊦	②③	3.20	(②小匠ダム ③太田川浄水場)
55	和歌山県西牟婁郡すさみ町	48	㊦	①③	2.72	(①日置川流域 ③城簡易水道)
56	和歌山県新宮市(東牟婁郡熊野川町)	42	㊦	①③	3.20	(①熊野川流域 ③新宮市浄水場)
57	和歌山県日高郡日高川町	18	㊦	①③	2.50	(①日高川流域 ③船着簡易水道)
58	和歌山県有田郡有田川町(有田郡清水町)	5	㊦	③	2.53	(清水簡易水道)

注1 平成11年4月1日以降の市町村合併を対象。

注2 選定基準は次のとおり。複数の基準に該当する場合は、主となる選定基準を記載。

㊦: 無立木地 ①: 散生地 ㊦: 粗悪林相地

注3 重点化基準は次のとおり。備考欄に重点化基準の具体的内容を記載。

①: 2以上の都府県にわたる流域または1級水系を含む流域 ②: ダム等の上流域

③: 水道施設等(設置予定を含む)の上流域 ④: 過去に濁水等が発生した市町村の上流域

注4 「B/C」: 便益(B)を費用(C)で除算した値であり、林野庁の事前評価時に算出したもの。林野公共事業の採択基準は、B/C≥1.00。

注5 「併括管理」: 契約面積が5ha未満の箇所において、複数の団地を一括して管理することをいう。